

重要事項説明書 (医療保険)

アイホープ訪問看護ステーション

訪問看護サービス・重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年大阪府条例第 115 号)」第 10 条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 法人・事業所の概要

(1) 法人の概要

法人名	アイホープ株式会社	代表者	多賀 一哉
-----	-----------	-----	-------

(2) 事業所の概要

事業所名	アイホープ訪問看護ステーション
所在地	大阪市城東区今福東 2-7-20 プラザフォーチュン 301 号室
指定事業所番号	2764490575
管理者	谷川拓也
連絡先	電話番号 : 06-6185-7720 FAX : 06-6185-7721
サービス提供地域	大阪市内、守口市、大東市 それ以外の地域は応相談

(3) 事業の目的

事業の目的	居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指す訪問看護の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・関係市町村、地域内の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。・在宅療養者の生活に質を維持、向上するために必要な看護サービスを計画的に提供しそのサービスの提供にあたっては、利用者及び家族の意思を尊重します。・医療依存度の高い在宅療養者の訪問看護ニーズに積極的に対応し、医師の指示に基づき質の高い看護サービスを提供します。・質の高い看護サービスが提供できるよう、職員教育を推進し、サービスの品質管理に努めます。

(4) 職員体制

(単位:人)

職種	常勤	非常勤	計	備考
管理者	1	0	1	
訪問看護師	2	0	2	
理学療法士	1	0	1	
合計	4	0	4	

(5) 営業日及びサービス提供時間

営業日	月・火・水・木・金 (土日祝と、12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	午前9時から午後6時00分まで

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

2. サービスの内容

(1) 「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師そのほか省令で定める者が、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき、次の内容のサービスを行います。

- ①病状・障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③服薬の管理
- ④食事、排泄等日常生活の世話 ⑤床ずれの予防・処置 ⑥リハビリテーション
- ⑦認知症患者の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨その他医師の指示による医療処置

3. 看護職員の禁止行為

- (1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- (5) 利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4. 利用者料金負担

(1) 訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安

① 訪問看護基本療養費、②訪問看護管理療養費、③訪問看護情報提供療養費の合計額となります。

①訪問看護基本療養費

(単位:円/回)

項目			利用料	自己負担額の目安		
				1割	2割	3割
基本療養費	訪問看護基本療養費(Ⅰ)※1	週3日目まで	5,550 (5,050)	555 (505)	1,110 (1,010)	1,665 (1,515)
		週4日目以降	6,550 (6,050)	655 (605)	1,310 (1,210)	1,965 (1,815)
	訪問看護基本療養費(Ⅱ)※2	週3日目まで	4,300 (3,800)	430 (380)	860 (760)	1,290 (1,140)
		週4日目以降	5,300 (4,800)	530 (480)	1,060 (960)	1,590 (1,440)
	訪問看護基本療養費(Ⅲ)※3		8,500	850	1,700	2,550
加算	複数名訪問看護加算※4	他の看護師等	4,500	450	900	1,350
		他の准看護師	3,800	380	760	1,140
		看護補助者	3,000	300	600	900
	夜間・早朝訪問看護加算※5		1回につき		2100	

()内は准看護師が訪問した場合

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

※1 訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費

※2 同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費

- ※3 入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合に入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等においては2回)に限り算定
- ※4 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の訪問看護職員とサービスの提供を行う場合

(2) 基本利用料以外に関しては別紙料金表となっています。医療保険の法定利用料に基づく金額です。

(3) 保険対象外の費用

① キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日の午後 5 時 30 分までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	当日の訪問時間 1.5 時間前までにご連絡のない場合	1000 円
	当日の訪問で不在の場合	2000 円

※ただし利用者の症状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

(4) 支払い方法

お支払いについては、原則口座振替となります。現金でのお支払い希望の方はご相談下さい。

5. サービス提供について

- (1) 上記 2 サービス内容に記載するサービスの範囲を超えたサービス要求はお断りします。
- (2) 職員への暴言・暴力・ハラスメントにより、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
- (3) 見守りカメラの設置を含む職員を撮影する際は事前にお伝えください。
- (4) 訪問日に悪天候、交通渋滞、緊急対応、職員事情等により予定日や時間の変更等をお願いする場合がございます。

6. 衛生管理等

事業所において感染症等が発生し、又は、まん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症等の予防及び、まん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及び、まん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (6) 衛生管理等の適正化に関する担当者を選定しています。

7. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 谷川拓也
- (2) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- (4) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (5) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (6) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は、護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (8) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (9) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (10) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

8. 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとします。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行うものとします。

9. 秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。但し、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

10. 事故発生時の対応方法

- (1) サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、損害賠償を行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	事業者の責に帰すべき損害の賠償

11. 相談窓口・苦情対応

- (1)相談及び苦情に対する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

【事業者の窓口】	TEL : 06-6185-7720 FAX : 06-6185-7721 時間 : 9:00~17:30(土日祝は休み) 担当者 : 谷川拓也
----------	---

<p>【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地：大阪市中央区常盤町一丁目3番8号 中央大通FNビル</p> <p>TEL：06-6949-5418</p> <p>時間：9:00～17:00（土日祝休み）</p>
-------------------------------------	--

12. 重要事項説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

上記内容について利用者に説明を行いました。

事業者	法人名	アイホープ株式会社
	代表者名	多賀 一哉 [®]
	事業所名	アイホープ訪問看護ステーション
	所在地	大阪市城東区今福東 2-7-20 プラザフォーチュン 301
	管理者名	谷川拓也
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	